

大口定期預金

(2018年9月1日現在)

1.商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(愛称:大口定期預金)
2.ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 ・定型方式の場合はお預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いができます。
4.お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5.お支払方法	・満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が銀行休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・適用利率は、お預入期間および金額階層別に設定します。 ・自動継続をご利用の場合、継続後の利率はお預入期間および金額階層に応じた継続日の大口定期預金の店頭表示利率が適用されます。 ・〔お預入期間1年未満のもの〕は満期日に一括してお支払いします。 ・〔お預入期間1年のもの〕は、あらかじめ指定された下記A、BまたはBのいずれかの方法によりお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> A 満期日に一括してお支払いします。 B (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) <ul style="list-style-type: none"> お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。 B (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) <ul style="list-style-type: none"> お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。 ただし、終了日(満期日、中途解約の場合は中途解約日)が別途告知する一定の日以降となる場合は、B、Bは以下のとおりに読み替えます。 <ul style="list-style-type: none"> B (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) <ul style="list-style-type: none"> お預入日から満期日の3ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。

<p>(3) 計算方法</p>	<p>B (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の6ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。 ・〔お預入期間1年超のもの〕は、あらかじめ指定された下記BまたはBのいずれかの方法によりお支払いします。</p> <p>B (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。</p> <p>B (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。 ただし、終了日(満期日、中途解約の場合は中途解約日)が別途告知する一定の日以降となる場合は、B、Bは以下のとおりに読み替えます。</p> <p>B (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の3ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。</p> <p>B (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の6ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率(年利)とします。 ・各中間払利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に一括してお支払いします。</p> <p>・お預入日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算します。 ・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 ・ただし、中間払利息の計算については、その計算期間(お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの期間)を実日数にかかわらず、3ヵ月ごと利払いの場合は4分の1年、6ヵ月ごと利払いの場合は2分の1年として計算します。</p>
<p>7. 税金</p>	<p>・ 個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) 2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・ 法人のお客さま・・・総合課税(非課税法人の場合は非課税)</p>
<p>8. 手数料</p>	<p>・ いたしません。</p>

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優のお取り扱いはできません。 ・ 総合口座通帳をご利用のお客さまは、総合口座自動お借り入れ（当座貸越）の担保としてもご利用いただけます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0.50%を加えた利率となります）。
10. 中途解約（期限前解約）時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と以下の中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。 お預入期間 3 年未満のもの <ul style="list-style-type: none"> 1) お預入日から 1 ヶ月未満で解約する場合は、次の A . B . C . のうち最も低い利率となります。ただし C . の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。 <ul style="list-style-type: none"> A . 解約日の普通預金利率 B . 約定利率 - 約定利率 × 30% C . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 2) お預入日から 1 ヶ月以上で解約する場合、次の A . B . のうち、いずれか低い利率となります。ただし B . の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。 <ul style="list-style-type: none"> A . 約定利率 - 約定利率 × 30% B . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ お預入期間 3 年以上 5 年以下のもの <ul style="list-style-type: none"> 1) お預入日から 1 ヶ月未満で解約する場合、次の A . B . C . のうち最も低い利率となります。ただし C . の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。 <ul style="list-style-type: none"> A . 解約日の普通預金利率 B . 約定利率 - 約定利率 × 50% C . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 2) お預入日から 1 ヶ月以上で解約する場合は、次の A . B . のうちいずれか低い利率となります。ただし B . の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。 <ul style="list-style-type: none"> A . 約定利率 - 約定利率 × 50%（お預入日から 2 年未満の場合） または 約定利率 - 約定利率 × 30%（お預入日から 2 年以上の場合） B . 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）基準利率については、窓口におたずねください。 ・ 一部解約のお取扱いはできません。
11 . 元利金の他行等での受取りのお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利金を当行および株式会社みずほ銀行以外の金融機関にあるご本人名義以外の口座にて受け取るよう指定された場合には、当該元利

	<p>金より当行所定の振込手数料を差引きます。当該元利金が当行所定の手数料を下回る場合には、当該口座でのお受け取りはできません。</p>
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口までお問い合わせください。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は、自由金利型定期預金規定にもとづく定期預金です。 ・ 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。